

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター設置規程

昭和55年7月21日  
規程第1号

## (目的)

第1条 地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を高めるとともに、組織的なボランティア活動の育成と援助を行い、さまざまな関係団体と連携して取り組むことにより、地域福祉の推進に寄与することを目的に、社会福祉法人志木市社会福祉協議会に、志木市ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (名称及び設置場所)

第2条 センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 志木市ボランティア・市民活動センター
- (2) 設置場所 志木市上宗岡1丁目5番1号  
志木市総合福祉センター内

## (事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する広報・啓発
- (2) ボランティア活動に関する研修・養成
- (3) ボランティア活動に関する関係機関・団体との連絡調整
- (4) ボランティア活動に関する情報資料の収集・提供
- (5) ボランティア活動に関する相談・助言
- (6) ボランティア活動を目的とする団体の支援
- (7) その他ボランティア活動推進に必要な事業

## (委員会)

第4条 センターの適正な運営を図るため、社会福祉法人志木市社会福祉協議会委員会設置規程（平成8年3月12日規程第1号）第3条第1号に規定する地域福祉活動推進委員会において協議する。

## (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、昭和55年7月21日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。